

◇参考資料◇

1. 各種法令 該当部分の一部抜粋

■農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	32
■旅館業法	34
■旅館業法施行令	36
■旅館業法施行規則	37
■旅館業法施行条例	37
■食品衛生法	39
■食品衛生法施行令	39
■食品衛生の設置基準等に関する条例	39
■消防法	51
■消防法施行令	51
■特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に 供する設備等に関する省令	53
■消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について	55
■建築基準法(要約)	56
■建築基準法施行令(要約)	57
■三重県建築基準条例(要約)	58
■浄化槽法	59
■都市計画法	61
■「農家民宿等に係る建築基準法上の取り扱いについて(技術的助言)」	65
■水質汚濁防止法	66
■水質汚濁防止法施行令	67

(引用先)

○総務省 法令データ提供システム

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

○三重県法規集データベースシステム

http://www.houmu.pref.mie.jp/d1w_reiki/reiki.html

■農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等を通じてその健全な発達を図ることにより、主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深めるための活動のための基盤の整備を促進し、もってゆとりのある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。

2 この法律において「山村・漁村滞在型余暇活動」とは、主として都市の住民が余暇を利用して山村又は漁村に滞在しつつ行う森林施業又は漁ろうの体験その他林業又は漁業に対する理解を深めるための活動をいう。

4 この法律において「農作業体験施設等」とは、農作業の体験施設その他農村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設であつて農林水産省令で定めるものをいう。

5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動(以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。)に必要な役務を提供する営業をいう。

■農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則

(農作業体験施設等)

第一条 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第四項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 農作業の体験施設
- 二 教養文化施設
- 三 休養施設
- 四 集会施設
- 五 宿泊施設
- 六 販売施設
- 七 前各号に掲げる施設の利用上必要な施設

(農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務)

第二条 法第二条第五項の農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務は、次に掲げる役務とする。

- 一 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務
 - イ 農作業の体験の指導
 - ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 農用地その他の農業資源の案内
 - ホ 農作業体験施設等を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん
- 二 山村滞在型余暇活動(主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。)に必要な次に掲げる役務
 - イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
 - ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 森林の案内
 - ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん
- 三 漁村滞在型余暇活動(主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。)に必要な次に掲げる役務
 - イ 漁ろ又は水産動植物の養殖の体験の指導
 - ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 漁場の案内
 - ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

■旅館業法

第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

- 3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。
- 5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不相当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
- 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）

- 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。)
- 三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)の条例で定めるもの
- 4 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によって前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校(第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。)については、当該学校が大学附置の国立学校(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。))が設置する学校をいう。)又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下この項において「公立大学法人」という。)が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長)、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。)以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、当該指定都市又は中核市の長の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。
- 5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもって、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

第三条の四 営業者は、旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性に鑑み、旅館業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

第四条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。
- 3 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- 二 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。
- 三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

第六条 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分違反したとき、又は第三条第二項各号(第四号を除く。)に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者(営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十四条、第一百七十五条又は第八十二条の罪
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十二号)に規定する罪(同法第二条第四項の接待飲食等営業及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。)
- 三 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第二章に規定する罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二章に規定する罪

■旅館業法施行令

(構造設備の基準)

第一条 旅館業法(以下「法」という。)第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(以下略)

2 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室の延床面積は、三十三平方メートル(法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。

- 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。
- 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 六 適当な数の便所を有すること。
- 七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

(構造設備の基準の特例)

第二条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項又は第二項に定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

(利用基準)

第三条 営業者は、営業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。

- 一 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- 二 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

■旅館業法施行規則

第五条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第二条 に規定する施設は、次のとおりとする。

- 四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項 に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設
- 2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第四号に掲げる施設	令第一条第二項第一号の基準 (参照:客室の延床面積は、三十三平方メートル(法第三条第一項の許可の申請に当たって宿泊者の数を十人未満とする場合には、三.三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること)
-------------	--

■旅館業法施行条例(三重県条例)

(簡易宿所営業の施設の構造設備基準)

第二条 令第一条第二項第七号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 外壁、屋根その他の施設の外観は、当該施設の設置場所における周囲の善良な風俗を害することのないよう意匠等が奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。
- 二 玄関帳場は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- イ 玄関から容易に見え、かつ、宿泊者等が通過する場所に位置すること。
- ロ 囲い等により宿泊者等の出入りを容易に見ることができない構造でないこと。
- ハ 事務を執るのに適した広さを有し、かつ、宿泊者等と従事者が直接面接できる構造であること。
- 三 宿泊者等に直接面接することを要しないことを可能とする構造設備を設けないこと。
- 四 客室の間仕切は、壁又はこれに類するものを用いて区画すること。
- 五 客室には、他の客室を通らないで入室することのできる出入口を設けること。
- 六 客室には、かぎのかけることのできる個人別の戸棚を適当数設けること。
- 七 寝具は、収容定員に応じ十分な数量を備えること。
- 八 浴室は、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - イ 床面、内壁及び天井は、不浸透性の材料で築造され、かつ、清掃しやすい構造であること。
 - ロ 床面及び浴槽の底面には、排水が容易に行えるよう適当な大きさの排水口を適当な位置に設けること。
 - ハ 湯気を適切に排出できる構造であること。
- 九 洗面設備は、耐水性の材料で築造され、清掃しやすく、かつ、十分な大きさを有すること。
- 十 便所は、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - イ 流水式の手洗い設備を有すること。
 - ロ 防虫及び防臭の設備を有すること。
- 十一 前各号に定めるもののほか、別表第一に掲げる区域以外の地域及び同表に掲げる区域のうち別表第二に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内においては、人の性的好奇心をそそるおそれのあるものとして規則で定める構造設備を設けないこと。

(衛生に必要な措置の基準)

第六条 法第四条第二項の措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅館業の施設の周囲は、常に清潔を保持すること。
- 二 旅館業の施設設備は、特に定める場合を除き、定期的に清掃し、必要に応じて補修及び消毒を行い、清潔を保持すること。
- 三 旅館業の施設は、適当な採光及び照明の設備を有し、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - イ 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。
 - ロ 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすこと。
- 四 布団、枕及び毛布は、原則として、敷布若しくはシーツ又はカバーで適切に覆うこと。
- 五 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、枕カバー、包布等は、宿泊者一人ごとに洗濯したものと取り替えること。
- 六 寝具類は、適切に洗濯及び管理を行うこと。
- 七 宿泊者等が共用する浴室の浴槽の湯は、常に満ちているようにし、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。
- 八 洗面所の湯水は、飲用に適するものを十分に供給すること。

九 ごみ箱を、必要に応じて十分な数を適当な箇所に備えること。

(宿泊を拒否することができる事由)

第七条 法第五条第三号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 宿泊しようとする者が他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 二 宿泊しようとする者が明らかに支払能力がないと認められるとき。

■ 食品衛生法

第五十一条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業(食鳥処理の事業を除く。)であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第五十二条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

■ 食品衛生法施行令

(営業の指定)

第三十五条 法第五十一条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

- 一 飲食店営業(一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。)
- 二 喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)

■ 食品衛生の措置基準等に関する条例(三重県条例)

別表第一 危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準(第二条関係)

第一 営業施設における衛生管理

一 一般事項

- (一) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- (二) 施設設備及び機械器具の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄及び消毒の方法についての手順を定め、必要に応じ手順書を作成すること。手順書の作成に当たっては、清掃、洗浄及び消毒の手順について、清掃又は洗浄の方法及び頻度等必要な事項を記載することとし、必要に応じ、専門家の意見を聴くこと。
- (三) (二)に定める清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるか必要に応じ評価すること。
- (四) 施設、設備、人的能力等に応じた食品の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。

二 施設の衛生管理

- (一) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。
- (二) 製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所(以下「作業場」という。)には、不必要な物品等を置かないこと。
- (三) 作業場の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- (四) 作業場内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
- (五) 作業場の窓及び出入口は、開放しないこと。やむをえず、開放する場合にあつては、ほこり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- (六) 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。
- (七) 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- (八) 作業場では動物を飼育しないこと。

三 食品取扱設備等の衛生管理

- (一) 機械器具(清掃用の機械器具を含む。)は、常に清潔に保ち、その目的に応じて使用すること。
- (二) 機械器具及び分解した機械器具の部品は、金属片、異物、化学物質等の食品への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。また、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。
- (三) 機械器具及び機械器具の部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な濃度で使用すること。
- (四) 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置について、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。
- (五) ふきん、包丁、まな板等は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させること。特に、食品に直接触れるまな板、包丁等については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄消毒を十分に行うこと。
- (六) 洗浄剤、消毒剤、その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止すること。
- (七) 施設、設備等の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。
- (八) 手洗設備は、手洗いに適切な消毒剤等を備え、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持すること。
- (九) 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。
- (十) 食品の放射線照射業にあつては、一日一回以上化学線量計を用いて放射線量を確認し、その結果の記録を二年間保存すること。

四 使用水等の管理

- (一) 食品取扱施設で使用する水は、飲用に適した水であること。ただし、次の場合はこの限りではないが、これらの水が食品に直接触れる水に混入しないようにすること。

- イ 暖房用蒸気、防火用水等、食品製造に直接関係のない目的での使用
- ロ 冷却及び食品の安全に影響を及ぼさない工程における清浄海水等の使用

- (二) 水道水(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第八項又は三重県小規模水道条例(昭和四十一年三重県条例第四十号)第二条第三項の水道施設から供給される水をいう。)以外の水を使用する場合で、滅菌装置等を使用する場合には、常に滅菌装置等が正常に作動しているかどうかを確認し、かつ、年一回以上水質検査を行い、その成績書を一年間以上保存すること。ただし、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。
- (三) 水質検査の結果、飲用に適さないときは、直ちに使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- (四) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- (五) 氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適した水から作ること。また、氷は衛生的に取り扱い、貯蔵すること。
- (六) 使用した水を再利用する場合にあつては、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、処理工程は適切に管理すること。

五 ねずみ、昆虫等対策

- (一) 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、窓、扉、吸排気口の網戸、排水溝の蓋等の設置により、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入を防止すること。
- (二) ねずみ、昆虫等の駆除作業を定期的実施し、その実施記録を一年間保管すること。また、ねずみ、昆虫等の発生を認めたときには、食品に影響を及ぼさないように直ちに駆除すること。
- (三) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
- (四) ねずみ、昆虫等による汚染防止のため、原材料、製品、包装資材等は容器に入れ、床又は壁から離して保管すること。開封したものについても蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じた上で、保管すること。

六 廃棄物及び排水の取扱い

- (一) 廃棄物の保管及びその廃棄の方法についての手順を定め、必要に応じ手順書を作成すること。
- (二) 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
- (三) 廃棄物は、作業に支障のない限り、作業場内に保管しないこと。
- (四) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。
- (五) 廃棄物及び排水の処理は適切に行うこと。

七 食品衛生責任者の設置

- (一) 営業者(法第四十八条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。(三)から(五)までにおいて同じ。)は、法第五十二条の規定による許可施設ごとに自ら又は当該施設における食品取扱者等のうちから食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)を定めておくこと。

- (二) 食品衛生責任者は、都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長(以下「知事等」という。)が行う講習会又は知事等が適正と認めた講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること。
- (三) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
- (四) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。
- (五) 営業者は、(四)の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。
- (六) 食品衛生責任者は規則で定める者のうちから選任すること。

八 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

危害分析・重要管理点方式(食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。)を用いて衛生管理を実施するに当たり、法第四十八条の規定に基づく食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

九 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

- (一) 製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質(水分活性、水素イオン濃度等)、殺菌・静菌処理(加熱処理、凍結、加塩、くん煙等)、包装、保存性、保管条件及び流通方法等の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。また、製品説明書には想定する使用方法、消費者層等を記述すること。
- (二) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。
- (三) 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。

十 食品等の取扱い

次の方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

- (一) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト((二)及び(三)において「危害要因リスト」という。)を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び九(一)の製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。
- (二) (一)で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置((三)及び(六)において「管理措置」という。)を検討し、危害要因リストに記載すること。
- (三) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認(以下「モニタリング」という。)を必要とするもの(以下「重要管理点」という。)を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。また、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。なお、重要管理点の設定に当たっては、定めようとす

る重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。

- (四) 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための基準(以下「管理基準」という。)を設定すること。管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性、有効塩素等のほか、測定できる指標又は外観及び食感のような官能的指標であること。
- (五) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷の防止をするためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者等規定した者による署名を行うこと。
- (六) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置(以下「改善措置」という。)を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。また、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。
- (七) 製品の危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

十一 管理運営要領の作成

- (一) 施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者及び関係者に周知徹底すること。
- (二) 定期的に拭取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、(一)で作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じその内容を見直すこと。

十二 記録の作成及び保存

- (一) 十(一)及び(二)の危害分析、十(三)の重要管理点の決定及び十(四)の管理基準の決定について記録を作成し、保存すること。
- (二) 十(五)のモニタリング、十(六)の改善措置及び十(七)の検証について記録を作成し、保存すること。
- (三) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
- (四) 記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通実態、消費期限又は賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。
- (五) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があった場合には、当該記録を提出すること。

十三 回収及び廃棄

- (一) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、当該施設の所在する地域を管轄する知事又は保健所長への報告等の手順を定めること。

- (二) 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収された製品に関し、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。
- (三) 回収された当該品は、通常製品と明確に区別して保管し、知事又は保健所長の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。
- (四) 回収等を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収等に関する公表について努めること。

十四 検査用食品の保存

- (一) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者(以下「営業者等」という。)は給食、料理、仕出し弁当を調整したときは、規則で定めるところにより、当該調整した食品を検査用として保存すること。
- (二) (一)の場合には、製品の配達先、配送時刻及び配送量を記録し保存すること。

十五 情報の提供

- (一) 営業者等は、消費者に対し、販売食品等についての正確かつ適正な情報提供に努めること。
- (二) 営業者等は、製造、加工又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害(医師の診断を受け、その症状が製造、加工又は輸入した食品等に起因する又はその疑いがあると診断されたもの)及び食品衛生法に違反する食品等に関する情報について、知事又は保健所長へ速やかに報告すること。
- (三) 営業者等は、消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、知事又は保健所長へ速やかに報告すること。

第二 営業施設等における食品取扱者等の衛生管理

- (一) 営業者等は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して、食品取扱者の健康診断が行われるようにすること。
- (二) 営業者等は、食品取扱者等(食品取扱者及びその関係者をいう。以下同じ。)が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はその疾病にかかっていることが疑われる症状を有するときは、そのおそれがなくなるまでの期間、当該食品取扱者等が食品に直接接触することがないように措置すること。
- (三) 営業者等は、保健所長から検便を受けるべき旨の指示があったときには、食品取扱者に検便を受けさせること。
- (四) 次の症状を呈している食品取扱者については、その旨を営業者等に報告させ、食品の取扱作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。なお、皮膚に外傷があつてへに該当しない者を従事させる際には、当該部位を耐水性を有する被覆材で覆うこと。

イ 黄疸

ロ 下痢

ハ 腹痛

ニ 発熱

ホ 発熱を伴う喉の痛み

ハ 皮膚の外傷のうち感染が疑われるもの(やけど、切り傷等)

ト 耳、目又は鼻からの分泌(病的なものに限る。)

チ 吐き気、おう吐

(五) 食品取扱者は、衛生的な作業着、帽子等を着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、汚染区域(便所を含む。)にはそのまま入らないこと。また、食品等への異物混入及び汚染の原因となり得るものを作業場内に持ち込まないこと。

(六) 食品取扱者は、食肉等が直接触れるときは、繊維製品その他洗浄消毒することが困難な手袋を原則として使用しないこと。

(七) 食品取扱者は、常に爪を短く切り、作業前、用便直後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行い、使い捨て手袋を使用する場合には交換を行うこと。

(八) 食品取扱者は、所定の場所以外では着替え、喫煙、飲食等を行わないこと。また、食品等の取扱作業中に手若しくは食品等を取り扱う器具で、髪、鼻、口若しくは耳に触れ、又は覆いのない食品等の上でせき若しくはくしゃみをしないこと。

(九) 食品取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、(一)から(八)までに規定した食品取扱者等の衛生管理の規定に従わせること。

第三 営業施設等における食品取扱者等に対する教育訓練

(一) 営業者等は、製造、加工、調理販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者等に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。

(二) この衛生教育には、第一に規定する各種手順等(一(二)、六(一)、十、十一及び十三(一))に関する事項を含むものとする。

(三) 営業者等は、洗浄剤、殺菌剤その他の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。

(四) 営業者等は、食品取扱者等への衛生教育の効果について定期的に評価し、必要に応じて教育方法を見直すこと。

第四 運搬

(一) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品及び容器包装を汚染するようなものではないこと。また、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。

(二) 食品と食品以外の貨物を混載する場合には、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分けすること。

(三) 運搬中の食品がほこり、有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。

(四) 品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。

(五) 食品等を直接タンクローリ、コンテナ等に入れて運搬する場合は、必要に応じ、食品専用の車両、コンテナ等を使用すること。その場合は、車両、コンテナ等に食品専用であることを明示すること。

(六) 運搬中の温度、湿度その他の状態の管理に注意すること。

- (七) 配送時間が長時間に及ばないよう配送ルート等にも留意し、時間の管理に注意すること。
- (八) 弁当等にあつては、摂食予定時間を考慮した配送をする等、適切な出荷時間に注意すること。

第五 販売

- (一) 販売量を見込んだ仕入れを行う等、適正な販売を行うこと。
- (二) 直接日光にさらし、又は長時間不適切な温度で販売することのないよう衛生管理に注意すること。

別表第一の二 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準(第二条関係)

第一 営業施設等における衛生管理

一 一般事項

別表第一の第一の一によること。

二 施設の衛生管理

別表第一の第一の二によること。

三 食品取扱設備等の衛生管理

別表第一の第一の三によること。

四 ねずみ、昆虫等対策

別表第一の第一の五によること。

五 廃棄物及び排水の取扱い

別表第一の第一の六によること。

六 食品等の取扱い

- (一) 原材料の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、点検状況を記録するよう努めること。
- (二) 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。また、保存に当たっては、当該食品に適した状態及び方法で行うこと。
- (三) 冷蔵庫又は冷蔵室内では、相互汚染が生じないように、食品等を区分して保存すること。
- (四) 添加物を使用する場合には、正確に計量し、適正に使用すること。
- (五) 食品は、当該品の特性(水分活性、水素イオン濃度、微生物による汚染状況等)、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態、加熱調理の必要性の有無等に応じて冷蔵保存する等、調理、製造、保管、運搬、販売等の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。
- (六) 特に食品衛生に影響があると考えられる次の工程の管理に、十分配慮すること。

イ 冷却

ロ 加熱

ハ 乾燥

ニ 添加物の使用

- ホ 真空調理又はガス置換包装
 - ハ 放射線照射
- (七) 食品間の相互汚染を防止するため、次の点に配慮すること。
- イ 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
 - ロ 製造、加工又は調理を行う区画へは、当該区画で作業を行う食品取扱者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、当該食品取扱者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合はこの限りでない。また、これらの区域へ入る際には、必要に応じて、更衣室等を経由し、衛生的な作業着、履物への交換、手洗い等を行うこと。
 - ハ 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
- (八) 原材料(特に生鮮物)の保管に当たっては、使用期限等に応じ適切な順序で使用されるよう配慮すること。
- (九) 器具及び容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用すること。また、再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。
- (十) 食品等の製造又は加工に当たっては、以下の事項の実施に努めること。
- イ 原材料及び製品への金属、ガラス、ほこり、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物が混入することを防止するための措置を講じ、必要に応じ検査すること。
 - ロ 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、保存すること。
 - ハ 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存すること。
 - ニ 分割、細切等の処理が行われた食肉等について、異物の混入がないかを確認すること。なお、異物が認められた場合には、汚染の可能性がある部分を廃棄すること。
 - ホ 原材料として使用していない食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号)第一条第二項第七号に規定する特定原材料が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。
- (十一) 原材料及び製品について自主検査を行い、法第十一条第一項の基準及び規格並びに法第十八条第一項の規格及び基準への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。
- (十二) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は廃棄すること。
- (十三) 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。
- (十四) 自動販売機を利用して行う営業については、次の食品の種類等に応じた措置を講ずること。
- イ 食品(容器包装詰加圧加熱殺菌食品、瓶詰食品及び缶詰食品を除く。)を冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する自動販売機においては、次のとおりとすること。
 - (イ) 食品を収納する部分を所定の温度(冷凍するものにあつては摂氏零下十五度以下(ただし、包装冷凍食肉を収納する場合にあつては摂氏零下十八度以下)、冷蔵するものにあつては摂氏十度以下、温蔵するものにあつては摂氏六十五度以上とする。以下同じ。)に保ち、定期的に所定の温度に保たれているかどうか、点検を行

うこと。

(ロ) 食品の収納に当たっては、食品を収納する部分の温度が所定の温度になった後に収納すること。

(ハ) 食品を収納する部分が所定の温度を保てなくなった場合にあっては、当該自動販売機に収納されている食品は販売しないこと。

ロ 弁当(容器包装詰加圧加熱殺菌したもの、瓶詰にしたもの及び缶詰にしたもの並びに冷凍したものを除く。以下同じ。)の取扱いは次のとおりとすること。

(イ) 所定の温度で冷蔵し、又は温蔵して販売すること。

(ロ) 自動販売機への追加収納は行わないこと。

(ハ) 自動販売機への収納又は回収に当たっては、その品名、数量、消費期限、製造者の住所及び氏名、収納又は回収の日時並びに当該回収食品の措置の内容をその都度記録し、三箇月間保存すること。

(ニ) 自動販売機への収納は、製造後速やかに行うこと。

(ホ) 自動販売機に収納するまでの運搬は、直射日光の遮断及び防じん効果のある車等を用いること。

(ヘ) 自動販売機に収納する弁当には、自動販売機専用である旨の表示を行うこと。

ハ 包装冷凍食肉の取扱いは次のとおりとすること。

(イ) 収納されている包装冷凍食肉の点検を定期的に行い、その点検状況を記録すること。

(ロ) 包装冷凍食肉の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、点検状況を記録すること。

七 使用水等の管理

別表第一の第一の四によること。

八 食品衛生責任者の設置

別表第一の第一の七によること。

九 記録の作成及び保存

(一) 営業者等は、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

(二) 営業者等は、取り扱う食品等の流通実態、消費期限又は賞味期限等に応じて記録の保存期間を合理的に設定すること。

(三) 営業者等は、食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があった場合には、(一)で作成した記録を提出すること。

(四) 営業者等は、製造し、又は加工した製品について自主検査を行った場合には、その記録を保存するよう努めること。

十 回収及び廃棄

別表第一の第一の十三によること。

十一 管理運営要領の作成

別表第一の第一の十一によること。

十二 検査用食品の保存

別表第一の第一の十四によること。

十三 情報の提供

別表第一の第一の十五によること。

第二 営業施設等における食品取扱者等の衛生管理

別表第一の第二によること。

第三 営業施設等における食品取扱者等に対する教育訓練

- (一) 営業者等は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者等に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適正な手洗いの方法、健康管理等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。
- (二) (一)の衛生教育には、第二に規定する各種手順等(別表第一の第一の一(二)、六(一)、十一、十三(一)、別表第一の二の第一の六(五)及び六(十三))に関する事項を含むものとする。
- (三) 営業者等は、洗浄剤、殺菌剤その他の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについて教育訓練を実施すること。
- (四) 営業者等は、食品取扱者等への衛生教育の効果について定期的に評価し、必要に応じて教育方法を見直すこと。

第四 運搬

別表第一の第四によること。

第五 販売

別表第一の第五によること。

別表第二(第三条関係)

第一 各業種共通の営業施設基準

- (一) 営業施設は、不潔な場所に位置していないこと。
- (二) 営業施設の周囲は、清掃がしやすく、かつ、排水に支障がないこと。
- (三) 営業施設は、ねずみ、こん虫等の発生及び侵入を防ぐ構造設備を有し、その出入口の扉は、速やかに開閉する構造であること。
- (四) 営業施設には、污水等を衛生的に営業施設外へ排水することができる設備が設けられていること。
- (五) 営業施設には、必要に応じて更衣室又はロッカーを併設し、従事者専用の清潔な作業衣、帽子等が備えられていること。
- (六) 営業施設には、食品等の取扱量に応じて、食品、添加物、器具等を衛生的に保存することができる戸棚、格納箱その他の設備が設けられていること。
- (七) 作業場は、次のとおりであること。
 - イ 他の業種と共用しないこと。ただし、他の業種と共用しても衛生上支障がないと知事が認めた場合はこの限りでない。
 - ロ 食品等の取扱品目及び取扱数量に応じた適当な広さを有し、住居その他営業に直接関係ない場所と隔壁その他適切な方法で間仕切りされていること。
 - ハ 床は、コンクリート、タイルその他の耐水性材料で作られていること。ただし、知事が衛生上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

- ニ 床は、清掃又は洗浄がしやすい構造であること。
- ホ 内壁及び天井は、すき間がなく、清掃がしやすいものであること。
- ヘ 内壁は、床面から一メートル以上の高さまでコンクリート、タイルその他の耐水性材料で作られていること。ただし、知事が衛生上支障がないと認めた場合はこの限りでない。
- ト 作業に必要な明るさがあり、換気の良い構造設備を有するとともに、正確な温度計が見やすい位置に備えられていること。
- チ 適切な場所に流水式洗浄設備が設けられていること。ただし、店頭における乳類の販売業並びに包装された食肉及び魚介類の販売業であって、衛生上支障がないと知事が認めた場合はこの限りでない。
- リ 消毒装置を備えた従事者専用の流水式手洗い設備が設けられていること。ただし、店頭における乳類の販売業並びに包装された食肉及び魚介類の販売業であって、衛生上支障がないと知事が認めた場合はこの限りでない。

- (八) 食品等の取扱品目及び取扱数量に応じた食品取扱機械器具(以下「取扱機械器具」という。)が備えられていること。
- (九) 固定された又は移動が困難な取扱機械器具は、その清掃又は洗浄作業が容易であり、かつ、その取扱いに便利な位置に配置されていること。
- (十) 給水設備は、その使用に便利な位置に設けられ、衛生的な構造であること。
- (十一) 便所は、次のとおりであること。
 - イ 衛生上支障がない位置に設けられていること。
 - ロ 水洗式であること又は衛生上支障がない構造を有していること。
 - ハ 消毒装置を備えた専用の流水式手洗い設備が設けられていること。

第二 業種別の営業施設基準

一 飲食店営業又は喫茶店営業

- (一) 調理場を設け、客がみだりに立ち入ることのないように客席と適切な方法で区画すること。
- (二) (三)に規定する飲食店営業を除く飲食店営業又は喫茶店営業においては、次の基準についても遵守すること。
 - イ 食品及び器具の洗浄設備は専用とし、二槽以上を有すること。
 - ロ 食品を摂氏十度以下に保存できる冷蔵設備を設けること。
 - ハ 多数の弁当若しくは料理の調理又は仕出しを行う営業においては、放冷設備又は配ぜん室を設けること。
 - ニ 客席には、客の利用しやすい場所に流水式手洗い設備を設けること。ただし、客席を設置しない場合又は便所の手洗い設備を利用しても衛生上支障がないと知事が認めた場合は、この限りでない。
 - ホ 生食用食品の調理に使用するまな板及び包丁は専用のものとし、まな板は、合成樹脂製等不浸透性材料のものとすること。

■ 消防法

第八条の三 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防火対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。）は、政令で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならない。

第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

第十七条の三の二 第十七条第一項の防火対象物のうち特定防火対象物その他の政令で定めるものの関係者は、同項の政令若しくはこれに基づく命令若しくは同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（第十七条の二の五第一項前段又は前条第一項前段に規定する場合には、それぞれ第十七条の二の五第一項後段又は前条第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。以下「設備等技術基準」という。）又は設備等設置維持計画に従って設置しなければならない消防用設備等又は特殊消防用設備等（政令で定めるものを除く。）を設置したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。

■ 消防法施行令

（防火防火対象物の指定等）

第四条の三 法第八条の三第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十二)項ロ及び(十六の三)項に掲げる防火対象物（次項において「防火防火対象物」という。）並びに工事中の建築物その他の工作物（総務省令で定めるものを除く。）とする。

2 別表第一(十六)項に掲げる防火対象物の部分で前項の防火防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、同項の規定の適用については、当該用途に供される一の防火防火対象物とみなす。

3 法第八条の三第一項の政令で定める物品は、カーテン、布製のブラインド、暗幕、じゆうたん等（じゆうたん、毛せんその他の床敷物で総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）、展示用の合板、どん帳その他舞台において使用する幕及び舞台において使用する大道具用の合板並びに工事用シートとする。

（防火対象物の指定）

第六条 法第十七条第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物とする。
別表第一

五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物

(消火器具に関する基準)

第十条 消火器又は簡易消火用具(以下「消火器具」という。)は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

- 二 別表第一(一)項ロ、(三)項から(五)項まで、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(九)項並びに(十二)項から(十四)項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの
- 五 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる建築物の地階(地下建築物にあつては、その各階をいう。以下同じ。)、無窓階(建築物の地上階のうち、総務省令で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。以下同じ。)又は三階以上の階で、床面積が五十平方メートル以上のもの

(自動火災報知設備に関する基準)

第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

- 一 次に掲げる防火対象物
 - イ 別表第一(二)項二、(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで及び(六)項ロ、(十三)項ロ及び(十七)項に掲げる防火対象物
 - 三 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの
 - イ 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項イ(4)及びニ、(六)項二、(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物

(誘導灯及び誘導標識に関する基準)

第二十六条 誘導灯及び誘導標識は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める防火対象物又はその部分に設置するものとする。ただし、避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるものについては、この限りでない。

- 一 避難口誘導灯 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項、(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物並びに同表(五)項ロ、(七)項、(八)項、(十)項から(十五)項まで及び(十六)項ロに掲げる防火対象物の地階、無窓階及び十一階以上の部分
- 二 通路誘導灯 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項、(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物並びに同表(五)項ロ、(七)項、(八)項、(十)項から(十五)項まで及び(十六)項ロに掲げる防火対象物の地階、無窓階及び十一階以上の部分
- 四 誘導標識 別表第一(一)項から(十六)項までに掲げる防火対象物

- 2 前項に規定するもののほか、誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設けること。
 - 二 通路誘導灯は、避難の方向を明示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所に、避難上有効なものとなるように設けること。ただし、階段に設けるものにあつては、避難の方向を明示したものとすることを要しない。
 - 四 誘導灯には、非常電源を附置すること。
 - 五 誘導標識は、避難口である旨又は避難の方向を明示した緑色の標識とし、多数の者の目に触れやすい箇所に、避難上有効なものとなるように設けること。
- 3 第一項第四号に掲げる防火対象物又はその部分に避難口誘導灯又は通路誘導灯を前項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、第一項の規定にかかわらず、これらの誘導灯の有効範囲内の部分について誘導標識を設置しないことができる。

(必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)

第二十九条の四 法第十七条第一項 の関係者は、この節の第二款から前款までの規定により設置し、及び維持しなければならない同項に規定する消防用設備等(以下この条において「通常用いられる消防用設備等」という。)に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能(火災の拡大を初期に抑制する性能、火災時に安全に避難することを支援する性能又は消防隊による活動を支援する性能をいう。以下この条において同じ。)が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設(以下この条、第三十四条第七号及び第三十六条の二において「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」という。)を用いることができる。

■ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

第一条 この省令は、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。)第二十九条の四第一項 の規定に基づき、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等(同項 に規定するものをいう。第三条第一項において同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第二十三条第四項第七号 へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものをいう。
 - イ 次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が三百平方メートル未満のもの
 - (1) 令別表第一(二)項二に掲げる防火対象物
 - (2) 令別表第一(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで及び(六)項口に掲げる防火対象物
 - (3) 令別表第一(六)項八及び八に掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるも

のに限る。)

ロ 令別表第一(十六)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの(延べ面積が三百平方メートル以上のものにあつては、規則第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物(令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物を除く。))であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分(同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。)及び規則第二十三条第四項第一号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。)

- (1) 令別表第一(二)項二に掲げる防火対象物
- (2) 令別表第一(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで及び(六)項ロに掲げる防火対象物
- (3) 令別表第一(六)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

二 特定小規模施設用自動火災報知設備 特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

(自動火災報知設備に代えて用いることができる特定小規模施設用自動火災報知設備)

第三条 特定小規模施設において、令第二十一条第一項及び第二項の規定により設置し、及び維持しなければならない自動火災報知設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、特定小規模施設用自動火災報知設備とする。

2 前項に定める特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域(火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。)は、令第二十一条第二項第一号及び第二号の規定の例によること。

二 特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器は、次のイからハまでに掲げる場所の天井又は壁(イに掲げる場所(床面積が三十平方メートル以下のものに限る。))の壁に限る。以下この号において同じ。)の屋内に面する部分(天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分)に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第四号に規定する居室及び床面積が二平方メートル以上の収納室

ロ 倉庫、機械室その他これらに類する室

ハ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの(第二条第一号イ(1)及びロ(1)に掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。)

三 特定小規模施設用自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。

3 前項に定めるもののほか、特定小規模施設用自動火災報知設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものでなければならない。

■ 消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(通知:平成 26 年 3 月 28 日消防予第 118 号消防庁予防課長通知)

(略)

4 (略)

(2) 令第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物のうち、令別表第 1 (5) 項イ並びに (6) 項イ及びハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に掲げる防火対象物で、次のアからウまでのすべてに適合するものにあつては、令第 32 条を適用して、自動火災報知設備を設置しないことを認めて差し支えないものであること。

ア 延べ面積が 300 m²未満のものであること。

イ 改正政令の施行の際に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 20 年総務省令第 156 号)第 3 条第 2 項第 2 号イ及びロに規定する部分すべてに、現に住宅用防災警報器(連動型であり、かつ、規則第 23 条第 4 項第 1 号ニに掲げる場所を除き煙式であるものに限る。)が設置されているものであること。

ウ 現に設置されている住宅用防災警報器は、交換期限(自動試験機能付きのものについては、機能の異常の表示がされるまでの期間と製造年から 10 年間のいずれか短い期間とする。)を超えていないものであること。

■ 建築基準法(要約)

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条第一項 建築主は、「旅館の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える」建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後においてその規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは模様替えをしようとする場合当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(建築基準法、消防法ほか)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。

(建築物に関する完了検査)

第七条第一項 建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

(違反建築物に対する措置)

第九条第一項 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物については、当該建築物の建築主に対して、これらの規定に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(用途の変更に対するこの法律の準用)

第八十七条 建築物の用途を変更して「旅館の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える」建築物とする場合においては、第六条(第三項及び第五項から第十二項までを除く。)、第六条の二(第三項から第八項までを除く。)、第六条の三(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条第一項並びに第十八条第一項から第三項まで及び第十二項から第十四項までの規定を準用する。この場合において、第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

(参考)

以下、客室の床面積が33㎡以上となった場合(住宅から旅館に用途変更する場合)に付加される基準

(石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置)

第二十八条の二 建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

- 一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質(次号及び第三号において「石綿等」という。)を添加しないこと。
- 二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料(石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。)を使用しないこと。
- 三 居室を有する建築物にあつては、前2号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。

(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)

第三十五条 旅館の用途に供する建築物については、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓その他の消火設備、非常用の照明装置及び進入口並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従って、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。

■ 建築基準法施行令(要約)

(居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準)

第二十条の八 法第二十八条の二の政令で定める技術的基準で換気設備に係るものは、次のとおりとする。

- 一 居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けること。
 - イ 機械換気設備(口に規定する方式を用いるもので口(1)から(3)までに掲げる構造とするものを除く。)にあつては、第二百二十九条の二の六第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

(1) 有効換気量(立方メートル毎時で表した量とする。(2)において同じ。)が、次の式によつて計算した必要有効換気量以上であること。

$$V_r = nAh$$

この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量(単位 一時間につき立方メートル)

n 前条第一項第二号の表備考一の号に規定する住宅等の居室(次項において単に「住宅等の居室」という。)にあつては0.5、その他の居室にあつては0.3

A 居室の床面積(単位 平方メートル)

h 居室の天井の高さ(単位 メートル)

- (2) 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

(階段のけあげ及び踏面の寸法)

第二十三条第一項 階段のけあげ及び踏面の寸法は、次によらなければならない。

	けあげ	踏面
旅館・住宅	22cm 以下	21cm 以上

ただし、住宅については、けあげは23cm 以下、踏面は15cm 以上とすることができる。

(間仕切壁)

第百十四条第二項 旅館の用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

(非常用の照明装置の設置)

第百二十六条の四 旅館の用途に供する建築物の居室、階段その他の通路並びにこれらに類する建築物の部分で照明装置の設置を通常要する部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。

(非常用照明装置の構造)

第百二十六条の五 前条の非常用の照明装置は、次の構造とすること。

直接照明とし、床面において1ルクス以上の照度

火災時において温度が上昇した場合でも著しく光度が低下しない

予備電源を設ける

(敷地内の通路)

第百二十八条 敷地内には、建築物の屋外への出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5m以上の通路を設けなければならない。

■三重県建築基準条例(要約)

(外壁の防火構造)

第二十条 法第二十二条第一項の市街地の区域内にあるホテル又は旅館の用途に供する木造建築物等(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で階数が二であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

(廊下、階段及び踊り場の幅)

第二十一条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物における宿泊室の床面積の合計が百平方メートルを超える階の廊下で客の用に供するものの有効幅は、その両側に宿泊室がある場合には一・六メートル以上と、その他の場合には一・二メートル以上としなければならない。ただし、三室以下の宿泊室でその床面積の合計が三十平方メートル未満のものに通ずる専用の廊下にあつては、その有効幅は、七十五センチメートル以上とすることができる。

2 ホテル又は旅館の用途に供する建築物における宿泊室の床面積の合計が百平方メートルを超える階から避難階又は地上に通ずる直通階段にあつては、階段及び踊り場の有効幅は、一・二メートル以上としなければならない。ただし、屋外階段の有効幅は、九十センチメートル以上とすることができる。

■浄化槽法

(浄化槽によるし尿処理等)

- 第3条** 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条 に基づくし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。
- 2 何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。
- 3 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

(設置等の届出、勧告及び変更命令)

- 第5条** 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条第一項において同じ。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条第一項、第五章、第四十八条第四項及び第五十七条を除き、以下同じ。)及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、同項の届出が受理された日から二十一日(第十三条第一項又は第二項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあつては、十日)以内に限り、その届出をした者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次項の特定行政庁の権限に係るものについては、この限りでない。
- 3 特定行政庁は、第一項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。
- 4 第一項の届出をした者は、第二項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る浄化槽工事に着手してはならない。ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事及び特定行政庁の通知を受けた後においては、この限りでない。
- 5 第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務(都道府県知事に対する届出の経由に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

(設置後等の水質検査)

- 第7条** 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄

化槽の管理について権原を有するもの(以下「浄化槽管理者」という。)は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者(以下「指定検査機関」という。)の行う水質に関する検査を受けなければならない。

2 指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(保守点検)

第8条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

(清掃)

第9条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。

(浄化槽管理者の義務)

第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者(以下「技術管理者」という。)を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第四十八条第一項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

第10条の2 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用開始の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前条第二項に規定する政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、技術管理者を変更したときは、変更の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 浄化槽管理者に変更があつたときは、新たに浄化槽管理者になつた者は、変更の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(定期検査)

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

2 第七条第二項の規定は、前項の水質に関する検査について準用する。

(廃止の届出)

第11条の2 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

■都市計画法

(目的)

第1条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(都市計画の基本理念)

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
 - 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
 - 三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
 - 四 都市計画事業の施行として行う開発行為
 - 五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為
 - 六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為
 - 七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
 - 八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為
 - 九 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為
 - 十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
 - 十一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発

行為については、この限りでない。

- 一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為
- 3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手續が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- 一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 三 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第二十九条第一項第二号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為
- 五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従つて行う開発行為
- 六 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 七 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 八 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設

の用に供する目的で行う開発行為

- 九 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適當なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 十 地区計画又は集落地区計画の区域(地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 十一 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県(指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。)の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの
- 十二 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの
- 十三 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為(政令で定める期間内に行うものに限る。)
- 十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認める開発行為

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)

第43条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

- 一 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
- 三 仮設建築物の新築
- 四 第二十九条第一項第九号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた

土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

- 2 前項の規定による許可の基準は、第三十三条及び第三十四条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。
- 3 国又は都道府県等が行う第一項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(同項各号に掲げるものを除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、同項の許可があつたものとみなす。

■「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて」(技術的助言)

(平成17年1月17日国住指2496号)

農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設(以下「農家民宿等」という。)については、平成15年3月25日に旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)が改正され、客室の床面積の合計が33㎡未満であっても必要な条件を満たしていれば、旅館業法上の簡易宿所営業の許可の対象となったところである。

簡易宿泊所については、昭和39年9月19日住指発第168号において、建築基準法上旅館に含まれるものとして取り扱う旨通知しているところであるが、住宅の一部を農家民宿等として利用するもののうち、客室の床面積の合計が33㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、上記通知にかかわらず、建築基準法上旅館に該当しないものとして取り扱われたい。

また、建築基準法施行令第128条の4第4項の適用に当たって、住宅の一部を農家民宿等として利用するものについては、住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものとして取り扱って支障がないものと考えられるので、その旨申し添える。

なお、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の各指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

■水質汚濁防止法

(定義)

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。))を除く。)をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

- 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。
- 二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

(特定施設の設置の届出)

第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項(特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。)を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の設備
- 六 特定施設の使用の方法
- 七 汚水等の処理の方法
- 八 排出水の汚染状態及び量(指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。)
- 九 その他環境省令で定める事項

(特定施設の構造等の変更の届出)

第七条 第五条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(実施の制限)

第九条 第五条の規定による届出をした者又は第七条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、第五条又は第七条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十条 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第一号若しくは第二号、第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十一条 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

■水質汚濁防止法施行令

(特定施設)

第一条 水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一

六十六の三 旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ちゆう房施設
- ロ 洗濯施設
- ハ 入浴施設